

## 障害者支援施設くすのき園 短期入所（ショートステイ）利用手順

前提として、くすのき園の短期入所（ショートステイ）を利用できるのは、以下のどちらか（①か②）にあたる「療育手帳」の保有者（知的障害のある方）です。なお、障害者と障害児の違いは、18歳以上か未満かであることをご理解下さい。

① “障害支援区分が区分1以上である障害者”

② “障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児”

療育手帳の取得を希望される方は、各市町村の福祉担当窓口にご相談下さい。申請し、判定の結果認められれば高知県中央児童相談所または高知県幡多児童相談所において発行されます。

基本は18歳以上の方を想定しております。下記の手順は障害支援区分の申請からの流れです。

〔※くすのき園における障害児の短期入所の利用につきましては、特別支援学校の実習でのケースが多いです。〕

### 記

- (1) 18歳以上の療育手帳保持者の場合は、このまま(2)にお進み下さい。  
18歳未満の療育手帳保持者の場合は、市町村に短期入所の件を相談して下さい（上述の②に該当すれば、短期入所が利用できます。利用できる場合は(4)の項目にお進み下さい。）。
- (2) 障害支援区分をお持ちでない方は申請が必要です。この項目はその手続き方法です。  
※ 障害支援区分をお持ちの方は、(3)の項目にお進み下さい。
  - ① 市町村の福祉担当窓口で障害支援区分の申請をおこないます。
  - ② 市町村の調査員により訪問調査（80項目の聞き取り・状態確認）がされます。
  - ③ 審査会の判定により障害支援区分（非該当、区分1～6）が認定されます。  
※ 区分が出された場合、市町村より「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。
- (3) 障害支援区分が1以上の場合に限り、「くすのき園」に短期入所の申請をすることができます。
- (4) 「くすのき園」に短期入所を利用する意思があることを、市町村と「くすのき園」に連絡して下さい。
- (5) 「くすのき園」に情報提供書（フェイスシート）の提出して下さい。  
※フェイスシートのみでなく、聞き取り・面接等もさせていただきたいです。
- (6) 希望の指定特定相談支援事業所を選択・契約して下さい。特定相談支援事業所がわからない場合、市町村に相談して紹介していただけて下さい。  
※ 障害者総合支援法により、市町村はサービスの利用の申請をした方（利用者）に、指定特定相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。市町村に提出し、認められた場合に障害福祉サービス（短期入所等）が利用できます。
- (7) 指定特定相談支援事業所に依頼して「くすのき園」の短期入所が利用できるよう、市町村に申請してもらって下さい。（サービス等利用計画案、支給申請書等の提出）
- (8) 健康診断（血液検査）を受け、「くすのき園」に提出して下さい。（様式が「くすのき園」にあります。健康診断を受けられる場合は送付等をしますので、お知らせ下さい。）
- (9) 市町村から短期入所の支給決定が降りた後に、「くすのき園」との**短期入所利用契約**をお願いします。
- (10) 実際に「くすのき園」のショートステイを利用して下さい（**予約必須**）。

(備 考)

- 1 当施設の職員体制や医療機能では適切なケアの提供が困難と判断された場合は、ご利用をお断りすることがあることをご了承下さい。
- 2 契約をされた後でも、本人や家族の状況等が変わった場合は、くすのき園へご連絡下さい。再度聞き取り等をさせていただきます。
- 3 短期入所の申込みをされた後にキャンセルされる場合は、速やかにくすのき園にご連絡下さい。
- 4 記載している短期入所利用の流れは、あくまでも**基本**です。例えば、(6)の指定特定相談支援事業所の選択・契約は最初におこなうことも可能です。

附則

平成28年8月23日作成

令和2年1月22日改訂

(問い合わせ先)

〒781-1105

高知県土佐市蓮池 533 番地

障害者支援施設くすのき園

TEL (088) 854-0231

FAX (088) 854-0535

担当：山本 正博